

○愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知大学（愛知大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）において行われる研究について不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、本学の構成員（本学の職員のほか、ポストドクター、リサーチアシスタントをいう。）が故意をもって行った次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 研究の申請、実施、報告、公表又は審査における捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。）、改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。）又は盗用（他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。）
- (2) 公的研究費の不正使用及び不正受給
- (3) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

(総括及び処理)

第3条 不正行為に係る調査、審理及び判定並びに裁定は、研究倫理・コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）にて審議し、学長に報告する。

(窓口)

第4条 不正行為に係る申立て、情報提供等に対応するため、内部監査室に不正行為申立ての窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

- 2 申立てをうけた場合、窓口は、当該申立ての内容を確認の上、速やかに学長及び研究倫理・コンプライアンス委員長（以下「委員長」という。）に報告しなければならない。
- 3 窓口は、申立者及び情報提供者の人権、個人情報等の保護に努めなければならない。

(不正行為に係る申立て)

第5条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、窓口を通じ、申立てを行うことができる。

- 2 前項の申立ては、申立者の氏名を記入した所定の申立書（様式第1）を窓口に提出することにより行わなければならない。ただし、申立者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。
- 3 第1項の申立ては、当該申立てに係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行わなければならない。

(職権による調査)

第6条 学長は、前条の窓口への申立ての有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を委員長に命ずることができる。

- 2 前項の命令は、当該命令に係る事実の発生の日から起算して5年以内に行わなければならない。

(調査)

第7条 委員長は、第4条第2項に基づく窓口からの報告をうけた場合又は前条により調査の開始を命ぜられた場合は、速やかに調査を実施するものとする。

- 2 委員長は、調査を実施するため、調査委員会を置く。

- 3 調査委員会は、調査の実施に当たっては、申立者からの事情聴取又は申立てに係る書面に基づき、次の各号に掲げる事項について、調査し、認定する。
 - (1) 不正の有無及び不正の内容
 - (2) 関与した者及びその関与の程度
 - (3) 不正使用の相当額等
- 4 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 研究委員長
 - (2) 委員会の委員のうち委員長が指名した者 若干名
 - (3) 委員長が選任した外部有識者 若干名
 - (4) その他、委員長が必要と認めた者 若干名
- 5 調査委員会は、その半数以上を本学に属さない外部有識者で構成するものとし、また、すべての調査委員は申立者及び調査対象者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。
- 6 調査委員会の議長は、本条第4項第2号の委員のうち委員長が指名した者をもってあてる。
- 7 調査委員会は、必要があると認めるときは、調査対象者及び調査に寄与すると思料される者に対して事情聴取を行うことができる。
- 8 調査委員会は、調査の終了後、当該調査の結果を委員会に報告しなければならない。
- 9 委員会は、前項の報告に基づき、必要に応じ、その結果を申立者に通知することができる。
- 10 その他、調査にかかる具体的な事項は別に定める。

(審理及び判定)

- 第8条** 委員会は、前条の調査の結果をもとに不正行為の有無及び程度について審理、判定し、学長に報告する。
- 2 委員会は、不正行為があるとの判定に当たっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 委員会は、第1項の判定の結果を学長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。

(異議申立て)

- 第9条** 申立者及び調査対象者は、前条の判定の結果に異議がある場合は、窓口を通じ、学長に対して異議を申し立てることができる。
- 2 前項の異議申立ては、所定の異議申立書(様式第2)を学長に提出することにより行わなければならない。
 - 3 第1項の異議申立ては、原則として、判定の結果の通知をうけた日から起算して10日以内に行わなければならない。

(不服審査委員会)

- 第10条** 学長は、前条の異議申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置するものとする。
- 2 不服審査委員会は、前条の異議申立てをもとに、委員会の判定の結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理・判定の必要性について判定し、その結果を学長に報告しなければならない。
 - 3 不服審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 副学長のうち学長が指名した者
 - (2) 本学の職員のうち学長が指名した者 若干名
 - 4 委員会、調査委員会の委員は、不服審査委員会の委員を兼ねることはできない。
 - 5 学長は、第2項の報告をうけたときは、速やかに当該判定の結果を文書により、窓口を通じ申立者及び調査対象者に通知するものとする。

(再審理)

第11条 学長は、不服審査委員会が再審理の必要があると認めるときは、委員会に対し、速やかに再審理・判定を命ずるものとする。

2 委員会は、前項により再審理・判定を命ぜられたときは、再調査並びに再審理及び判定を行わなければならない。

3 委員会は、前項の判定の結果を学長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。

4 申立者及び調査対象者は、第2項の判定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(裁定)

第12条 委員会は、第8条第1項(異議申立てが行われた場合において、再審理を行ったときは、前条第2項)の判定が行われた場合に、処分の可否(本条第2項第1号、第2号及び第3号をいう。)について裁定を行い、その結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の裁定において不正行為の存在が確認された場合は、研究資金提供機関、関連教育研究機関等への通知を行うとともに、その結果を尊重し次の各号に掲げる措置をとることとする。ただし、身分上の取扱いについては、愛知大学職員懲戒規程の手続きによるものとする。

(1) 調査対象者の教育研究活動の停止措置等に関する勧告

(2) その他、不正行為の排除のために必要な措置

3 学長は、第1項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、個人情報又は知的財産の保護等、不開示に合理的な理由がある場合を除き、当該裁定の概要について公表するものとする。この場合において、公表事項について調査対象者の意見があるときには、その意見を付して公表するものとする。

4 前項の公表の方法及び内容については、別に定める。

(調査対象者の保護)

第13条 学長は、調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉のき損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(補佐者の同席)

第14条 委員会、調査委員会及び不服審査委員会は、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、申立者又は調査対象者が補佐者の同席を求めた場合許可しなければならない。

(協力義務)

第15条 不正行為に係る申立てに関係する者は、当該申立てに基づいて行われる調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第16条 本学の職員は、不正行為に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 委員会は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いをうけることがないよう配慮しなければならない。

(秘密の保持及び窓口での特別な配慮)

第17条 不正行為の申し立ての処理にかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、その過程において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口は特別な配慮をしなければならない。

(不正目的の申し立て)

第18条 委員会は、不正行為に係る申し立てに関し、悪意をもって虚偽の申し立てその他不正を目的とする申し立て（以下「不正目的の申し立て」という。）を行ったと疑われる者について、その扱いについては処分の権限を有する機関に報告するものとする。

2 学長及び委員会は、調査又は再調査の結果、申し立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、不正目的の申し立てを行ったとみなし、申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(事務の所管)

第19条 研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、名古屋研究支援課長及び豊橋研究支援課長をあてる。

(他の規程との関係)

第20条 この規程は、懲戒に関する一般的な規程及び手続を妨げるものではない。

(細則)

第21条 この規程の実施に必要な事項は、細則に定める。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、委員会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則 (不正行為の定義の追加、不正行為申し立て窓口の変更、不正行為の申し立てをうけた場合の情報の伝達体制の明確化及び字句の修正に伴う改正)

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織の再編に伴う改正)

この規程は、2012年2月9日から施行する。

附 則 (規程の改廃手続の変更に伴う改正)

この規程は、2014年5月22日から施行する。

附 則 (研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準) の一部改正及び規程の改廃手続の変更に伴う改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。